

各位

## 「災害時における施設利用の協力に関する協定」を 北区と締結いたしました

城北信用金庫（本店：東京都荒川区 理事長：大前孝太郎）では、東京都北区と「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結いたしましたのでお知らせいたします。

### 言 己

#### 1. 協定の趣旨

- 東京都では、災害時に想定される帰宅困難者の収容施設および収容者向けの備蓄品の不足が課題となっています。
- 当金庫は、北区と協定を締結し、**帰宅困難者の収容施設確保に協力**いたします。  
平時から飲料水等の備蓄を行い、災害時には北区にある本部施設の一部を収容施設として開放します。
- 区内での協定締結は、民間事業者としては2例目、**金融機関としては初めて**です。

#### 2. 協定の主な内容

- ①帰宅困難者を受け入れるスペースの提供（本部別館）
- ②帰宅困難者へ提供する食料・簡易トイレ・毛布等の備蓄
- ③備蓄品（上記②）の備蓄スペースの提供

#### 3. 調印式について

日 時 平成27年12月25日(金) 15時より  
会 場 北区役所 第一庁舎 4階 第二委員会室(東京都北区王子本町1-15-22)  
出席者 北区長 花川 與惣太 様  
城北信用金庫 理事長 大前 孝太郎 計10社が参加

以 上